

# 新制度への移行手続について【電子申請】

## ●手順

### ① まずは、登録者IDの取得が必要です

<https://www.fit-portal.go.jp/>

↓  
【新規登録】

↓  
ユーザーID取得

↓  
ログアウト

### ② 登録者を変更します

※設備認定を代理で行いましたので、その登録者の変更をしてから、みなし申請が可能になります

既存の「設置者ID・PW」で再度ログイン

※年報報告の登録をした方は、資源エネルギー庁からのメール返信に記載がありますので  
そちらで「設備ID」「設置者ID・PW」の確認ができます

↓  
【みなし認定設備一覧】から  
事業計画を提出する設備を【検索】&【選択】

↓  
画面下「登録者変更」ボタンをクリック

↓  
①で発行された「登録者ID」を  
【登録者のログインID】に登録

↓  
ログアウト

### ③ 移行手続きスタート

参照【再生可能エネルギー電子申請\_操作マニュアル(みなし認定用の事業計画登録)

- 太陽光10KW未満

<https://www.fit-portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=0152800003tA7sAAE>

- 太陽光10KW未満以外

<https://www.fit-portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=0152800003tA7sAAE>

①で発行された「登録者ID」でログイン

↓  
【みなし認定設備一覧】から  
事業計画を提出する設備を【検索】&【参照】

↓  
「事業計画」を入力

↓  
【申請】ボタンをクリック

↓  
提出完了

※事業計画の審査が完了した時点で、その旨がfit-mail@fit-portal.go.jpから送信されます

■「設置者ID」や「設備ID」がわからない場合

<https://www.fit-portal.go.jp/mypage/ForgotPassword> に掲載してある手順に従ってメールを送信して下さい。メールでお知らせしますが、お時間がかかってしまう可能性がありますので、予めご了承下さい。

# 「みなし認定」の事業計画申請の流れ

The screenshot shows the homepage of the Agency for Natural Resources and Energy. The main navigation bar includes links for Home, About Us, Contact, Policy, Inquiries, Statistics, and Councils. A search bar is located at the top right. The main content area features a large banner for '新しい固定価格買取制度について' (About the New Fixed-Fee Buyback System) with a 'リニューアルしました!' (Renewed!) message. Below the banner, there are sections for '平成28年度までに認定を受けた方の事業計画の提出' (Submission of business plans for those certified by Heisei 28) and 'よくある質問' (Frequently Asked Questions). A sidebar on the left contains various utility-related links. At the bottom, there is a footer with contact information and social media links.

ログインページにリンクします。  
ご自身が「登録者」としてのログインID  
をお持ちの方はこちらから登録できます。

This screenshot shows the login page. It features a 'ログイン' (Login) button and a '新規登録' (New Registration) button. The page includes a '重要なお知らせ' (Important Notice) section with text regarding the application process and a '経費減免からのお知らせ' (Notice from Cost Reduction) section. A red box highlights the 'ログイン' button, and a red arrow points from the text above to it.

操作マニュアルが用意されている  
電子申請の案内ページにリンクします。

This screenshot shows the electronic application guide page. It features a '電子申請の手続方法' (Electronic Application Procedure) link. The page includes a 'よくある質問' (Frequently Asked Questions) section and a 'お問い合わせ' (Inquiry) section. A red box highlights the '電子申請の手続方法' link, and a red arrow points from the text above to it.

申請書・記載要綱が用意されている  
紙申請の案内ページにリンクします。

This screenshot shows the paper application guide page. It features a '紙申請の手続方法' (Paper Application Procedure) link. The page includes a 'よくある質問' (Frequently Asked Questions) section and a 'お問い合わせ' (Inquiry) section. A red box highlights the '紙申請の手続方法' link, and a red arrow points from the text above to it.

# 電子申請での手続方法のページ

【ご自身が「登録者」としてのログインIDをお持ちの方】

経済産業省 資源エネルギー庁  
Agency for Natural Resources and Energy

ホーム > 政策について > 固定価格買取制度 > 新エネルギー > 新エネルギーについて > なつとく! 再生可能エネルギー

## なつとく! 再生可能エネルギー

### 新しい固定価格買取制度について

リニューアルしました!

平成28年度までに認定を受けた方の事業計画の提出

- 平成28年度までに認定を受けた方の事業計画の提出
- 新規認定申請
- 変更認定申請・変更届出書
- 新制度に関するよくある質問
- 法令集・契約関係
- パンフレット・関係資料

#### 電子申請での手続方法

必要書類

(1) 事業計画書 (WEB入力)  
※平成29年3月31日までに完電を開始して、(2)の添付が不要な方はスマートフォンアプリにて提出が可能です。

- 電子申請システムの操作マニュアル
- 電子申請システムの操作マニュアル(10kW未満の太陽光)

(2) 接続の同意を証する書類の写し  
※平成29年3月31日までに完電を開始していない方のみ必須  
発電設備の出力や電力会社ごとに必要な書類・名称が異なるため、こちらで確認の上、提出してください。ご不明な点は各電力会社にお問合せください。

**電子申請の入口はこちら**

#### 事業計画の提出の流れ

事業計画の提出は、電源や出力規模に問わず「再生可能エネルギー電子申請ホームページ」(上記の「電子申請の入口はこちら」をクリック)により手続を行ってください。

STEP 1 「再生可能エネルギー電子申請ホームページ」にログインし、事業計画の情報を入力し、「**接続の同意を証する書類**」をPDF又はZIP形式でアップロードし、事業計画の内容を登録してください。  
※平成29年3月31日までに完電を開始していた場合は、「接続の同意を証する書類」のアップロードは不要です。ただし、平成29年3月に完電開始した場合は事業計画の提出後に「接続の同意を証する書類」の追加提出をお願いする場合があります。移行手続を速やかに完了することをご希望の場合は、事業計画に併せて「接続の同意を証する書類」を提出することを推奨します。

STEP 2 提出から確認完了まで1~2か月程度かかります。(ただし、申請書類に不備がある場合を除く。)

STEP 3 事業計画の内容が確認され、新制度への移行が完了すると、メールで通知が届きます。  
※新制度の下で変更手続を行う場合は、この事業計画を提出し、新制度への移行が完了した旨の通知が届いた後、手続が可能となります。

▲上に戻る

10kW 未満の太陽光発電を除く  
電子申請操作マニュアル (PDF)



10kW 未満の太陽光発電の  
電子申請操作マニュアル (PDF)



ログインページにリンクします。  
ご自身が「登録者」としてのログイン ID  
をお持ちの方はこちらから登録できます。

固定価格買取制度 再生可能エネルギー電子申請

重要なお知らせ

2017年6月1日  
みなし認定用事業計画登録された皆様へ  
みなし認定用事業計画登録に関するお知らせ  
事業計画の提出期限が以下のとおり変更になりましたのでお知らせいたします。

再生可能エネルギー-新制度移行手続代行センター  
〒230-0001  
千葉県船橋市東2-6-33  
R17 船橋東ビル2階  
※電話で受付いたします。必ず事前にお願いいたします。業務終了後についても受け付けはできませんのでご注意ください。

再生可能エネルギー-新制度移行手続に関するお問い合わせ  
0570-059-333

2017年6月21日  
本日より、みなし認定用の「50kW未満太陽光発電設備の事業計画認定申請」が開始となりました。

【みなし認定用に関するお問い合わせ】  
お問い合わせ先は、再生可能エネルギー電子申請システム上の「問い合わせ」にて可能です。ただし、希望する時間帯の受付はございません。  
認定申請に関するお問い合わせは、事務局へお問い合わせください。お問い合わせは、お電話・メール・お問い合わせフォームにて受け付けいたします。  
※お問い合わせは「PDF」又は「ZIP」形式でファイルを送付していただきます。

【システムメンテナンス】  
2017年6月21日(木) 11:00~11:30  
システムメンテナンスのため、システムが停止させていただきます。  
ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】  
事務局(受付時間)は、こちらをご覧ください。

電子申請マイページ  
ログイン  
新規登録

お問い合わせ窓口  
受付時間：平日 09:00~18:00  
0570-057-333  
※お休みの日、お盆の日の場合、以下の番号におかけください。  
042-524-4261  
2. 受付終了後

事業手続の進捗を確認して  
再生可能エネルギー-新制度移行手続代行センター  
- 進捗確認のページにアクセス

認定申請に際して  
50kW未満太陽光発電の申請  
- 申請受付のページにアクセス